

静岡市商業振興基本計画改訂基礎調査業務公募型プロポーザル実施要領

令和3年7月1日

静岡市 経済局 商工部 商業労政課

この要領は、静岡市商業振興基本計画改訂基礎調査業務を委託する者を選定するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本市の望ましい商業の姿と、その実現に向かって取り組む施策の方針を示した商業振興基本計画（平成24年3月）策定から9年が経過し、計画見直し時期となる10年を迎えようとしている。

そこで、現計画を見直し、現在の時勢に沿った計画へ改訂していくにあたり、改訂のために必要なデータ・情報の収集や、調査の企画及び実施、それらのデータや調査結果等を分析することで、課題を導き出し、基礎資料として取りまとめることを目的とする。

2 委託業務概要

(1) 業務名

令和3年度 経商商委第16号

静岡市商業振興基本計画改訂基礎調査業務

(2) 委託業務の内容

業務内容は以下のとおりです。詳細は、別紙「静岡市商業振興基本計画改訂基礎調査業務 仕様書」を確認してください。

ア 現計画改訂に必要な基礎情報の収集・分析

イ 商業環境の変遷の整理

ウ 現在及びこれからの商業活動における課題の抽出

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

(4) 委託見積上限額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(5) 支払い方法

委託料の支払いは完了払いとします。

3 企画提案に参加するにあたり必要な資格

この企画提案に参加する者は、次の要件を全て満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）による指名停止措置の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく更生、再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例 11 号）第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 静岡市内に本社、支社、事務所等の営業拠点を有する者であること。
- (6) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。

4 選定スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付期限	令和 3 年 7 月 16 日（金） 正午まで	質問書【様式 4】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・ファックス等での質疑応答は行いませんので御注意ください。
質問回答	令和 3 年 7 月 19 日（月）中	静岡市ホームページに掲載。個別には回答しません。
プロポーザル参加申請書 及び企画提案書（添付書類一式を含む。）受付期限	令和 3 年 7 月 28 日（水） 17 時まで	郵送又は持参してください。 提出先：静岡市商業労政課 （静岡市役所清水庁舎 5 階）
書類選考	令和 3 年 8 月 4 日（水）	「10 書類選考について」に記載のとおり。
選定結果の通知	令和 3 年 8 月 5 日（木）以降	提案者すべてに通知します。

5 提出書類

- (1) プロポーザル参加申請書【様式 1】（1 部）
- (2) 会社概要書【様式 2】（1 部）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式 3】（1 部）
- (4) 企画提案書【任意様式】（紙媒体 10 部（正本 1 部及び副本 9 部））
詳細は「6 企画提案書について」に記載のとおり
- (5) 商業登記簿謄本（1 部） ※コピー可

- (6) 貸借対照表、損益計算書（直近1年分）（1部） ※コピー可
- (7) 納税証明書（1部） ※コピー可
 - ※国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ※市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- (8) 見積書（1部）
 - ※見積金額は税込で記載のこと、内訳明細書を添付、代表者印を押印すること。
 - ※見積上限額 5,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）を超えないこと。

6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式等

- ア 用紙サイズはA3版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- イ 企画提案書は紙媒体10部（正本1部及び副本9部）を提出してください。
- ウ 文字サイズは10ポイント以上としてください。
- エ 企画提案書のページ数に制限はありませんが、A3版1枚程度で提案内容をまとめてください。なお、1枚を超える提案書の提出に対しての減点等はございません。
- オ 複数枚の場合は、散逸しないような形で綴ってください。

(2) 記載項目

別紙「静岡市商業振興基本計画改訂基礎調査業務公募型プロポーザル 審査基準」の「審査項目」に沿って提案書に記載してください。

(3) 注意事項等

- ア 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載してください。
- イ 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とします。
- ウ 企画提案書等の書類は、返却しません。
- エ 企画提案書等の書類は、当業務の事業者の選定に用いるほか、当該業務を実施するための資料としてのみ取り扱います。
- オ 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- カ 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- キ 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

7 質問受付及び回答について

業務内容について質問がある場合には、質問書【様式4】に記載の上、電子メールで提出してください。回答については、市HP上で公開します。質問者へ個別に回答は致しません。

電話・ファックス等での質疑応答は行いません。

- (1) 質問受付期限 令和3年7月16日(金)正午まで
- (2) 質問回答 令和3年7月19日(月)中
- (3) メールアドレス shogyo@city.shizuoka.lg.jp

8 資料の閲覧

提案書作成の参考として、次の資料について閲覧が可能です。

- (1) 資料名 令和2年度 経商商委第10号
次期中心市街地活性化基本計画策定基礎資料等作成業務
- (2) 閲覧場所 静岡市 経済局 商工部 商業労政課 商業・まちなか活性化係
静岡市清水区旭町6番8号(清水庁舎5階)
- (3) 閲覧期限 令和3年7月28日(水)17時まで

9 書類の提出方法、提出先及び提出期限

プロポーザル参加申請書、企画提案書及びその他書類は次のとおり提出してください。

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出先 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
静岡市経済局商工部商業労政課商業・まちなか活性化係
- (3) 提出期限 令和3年7月28日(水)17時まで(郵送は必着)
受付 平日8時30分~17時
- (4) 提出部数
 - ア 企画提案書 紙媒体10部
 - イ プロポーザル参加申請書及びその他書類 紙媒体1部

10 書類選考について

(1) 実施方法等

ア 提出された企画提案書等の書類について、市が設置するプロポーザル審査会の審査員が評価します。

イ 審査は、別紙「静岡市商業振興基本計画改訂基礎調査業務公募型プロポーザル審査基準」の項目について、各審査員が採点した合計点の総合計が最低選定基準(満点の7割)を超え、かつ、最高得点を得た者を本業務の契約候補者とします。

ウ 提出された企画提案書等の書類については非公開とします。

エ 審査基準の審査項目を参考にして、企画提案書を作成してください。

(2) 書類選考結果の通知

全ての提案者に選考結果を通知します。

選定結果等についての問合せには応じられませんので御了承ください。

最終選定結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続を開始します。

11 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 書類の提出期限を超過した場合
- (2) 提出すべき書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) その他この書面に示された条件に適合しない場合

12 その他

- (1) 企画提案書等を提出した後に辞退する際は、辞退届【様式5】を提出してください。
- (2) 再委託は原則禁止としますが、下記に掲げる条件を満たし、静岡市の書面による承諾を受けた場合に限り、これを認めます。
 - ア 再委託の業務及び業務内容が主たる業務でないこと。
 - イ 再委託の理由が社会通念上妥当であること。

13 問い合わせ

静岡市 経済局 商工部 商業労政課 商業・まちなか活性化係（担当：宇佐美）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

電話：054-354-2306 fax：054-354-2132

E-mail：shogyo@city.shizuoka.lg.jp

(別紙)

静岡市商業振興基本計画改訂基礎調査業務公募型プロポーザル 審査基準

審査項目		審査の視点	配点	倍率	点数
業務実施方針		業務目的等を理解した実施方針か	5点	× 1	5点
実施体制	従事者確保計画	業務を適切に実施できる体制となっているか	5点	× 1	5点
	個人情報の取り扱い	個人情報等の取り扱いが適切になされているか	5点	× 1	5点
	関係機関との連携構築	静岡商工会議所等、様々な機関と連携できる体制が確保できているか	5点	× 1	5点
業務実施	基礎情報の更新	基礎情報の更新に当たり、独自の視点や提案があるか	5点	× 2	10点
	EC、新型コロナウイルス等の影響調査	EC、新型コロナウイルス等の変化が商業者等に与えた影響を的確に取らえており、その調査のために独自の工夫・提案がなされているか	5点	× 2	10点
	課題の抽出	静岡市の商業における課題の抽出に向けた調査・分析について、独自の視点や提案がなされているか	5点	× 2	10点
事業費の積算		見積額や内訳は提案内容に沿った妥当なものとなっているか	5点	× 1	5点
業務スケジュール		市との打合せ等、事業実施に当たり、適切な業務スケジュールとなっているか	5点	× 1	5点
合 計					60点